

鳥取県東部広域行政管理組合

1. 名 称 等

- (1) 名 称 鳥取県東部広域行政管理組合
(地方自治法第284条第2項の規定による一部事務組合)
- (2) 構成市町 鳥取県東部の1市4町（鳥取市、岩美町、智頭町、若桜町、八頭町）
面積 1,518km²（鳥取県全域の約43%）
人口 約210千人（鳥取県全域の約40.0%）

2. 沿 革

本組合の発足の歴史は、昭和40年3月に端を発しており、最初に伝染病舎の管理運営に関する事務を共同処理するための一部事務組合として鳥取市外五か町村伝染病隔離病舎組合が設立され、次いで昭和45年6月には、し尿処理事務を行う鳥取市外九か町村衛生施設組合が設立された。

昭和45年7月には広域化、多様化する地域の課題に対処するため、県東部の15市町村を一つの広域市町村圏として国の制度による圏域設定を受け、昭和46年12月には不燃物処理のための鳥取県東部広域行政管理組合が、また、昭和47年10月には火葬業務を行うための鳥取県東部霊場組合がそれぞれ単独組合として設立された。

昭和53年4月にはこれら4組合を統合して複合的一部事務組合へと移行し、同年5月から常備消防事務を、昭和54年7月から視聴覚ライブラリーの事務を新たに加えた。消防は現在、施設・設備の充実化が図られたことにより、1市4町の防災の核を成している。

その後、当圏域が平成5年8月に地方拠点都市地域の指定を受け、さらに平成6年9月にはふるさと市町村圏の選定を受けたことによって、広域活動計画に基づく事業を実施するための企画関係事務を行うこととなり、平成7年2月に廃止された鳥取県東部開発促進協議会の事務を継承した。平成9年11月には、本組合のウェブサイト「麒麟の王国」を開設した。

平成11年1月からは、介護保険法に基づく審査及び判定に関する事務並びに不燃物処理場閉鎖後の跡地利用関係事務を、同年3月からは、鳥取市を代表とする15市町村で設置した農業集落排水の汚泥脱水施設へ汚泥を運搬する事務を、6月からは、この汚泥脱水施設及び汚泥堆肥化施設の管理事務を新たな共同事務として行うこととなった。一方、伝染病予防法の廃止に伴い、昭和40年以来行ってきた伝染病舎の管理運営に関する事務を平成11年3月で廃止した。

平成13年4月からは、鳥取県から市町村への権限移譲に伴う火薬類等の取扱い許可に関する事務を行うこととなり、同年8月には、可燃物処理施設の建設に関する事務が加わった。

平成16年11月には、本組合を構成する8町村が鳥取市と編入合併し、組合構成市町村数は、従来の15市町村から7市町となった。これに伴い、視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する事務を平成16年10月末をもって廃止し、併せて、本組合教育委員会も廃止した。さらに、本組合の執行体制を従来の合議制による「理事会制」から独任制の「管理者制」へと移行した。また、平成17年3月には、3町での合併による「八頭町」が誕生し、平成17年4月以降の本組合の構成市町村数は1市4町となった。

平成18年4月からは、障害者自立支援法（法律名が平成25年4月1日より「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正）に基づく障害支援区分等の審査事務が、平成19年4月からは、休日急患歯科診療業務の運営に関する事務が新たに加わった。

また、鳥取自動車道の県内区間の全線開通を記念して、1市4町が連携し開催した「2009鳥取・因幡の祭典」に対して、平成19年4月より順次職員を4名派遣し、鳥取砂丘で開催されたメインイベント「世

界砂像フェスティバル」では来場者35万人を集め、成功裏に終了した。

なお、ふるさと市町村圏計画等の事務は、国の要綱廃止に伴い、平成23年4月より地域振興事業の実施に関する事務として規約改正した。

2009鳥取・因幡の祭典実行委員会の継承団体として、平成22年2月に設立された「鳥取・因幡観光ネットワーク協議会」の事務局を、平成24年4月より本組合に置き、広域観光の振興を図った。

平成30年4月より、鳥取因幡・北但西部地域（1市6町）の広域観光の推進等を図るため設立された「一般社団法人麒麟のまち観光局(地域連携DMO)」の事業活動が本格的に開始された。これに伴い、「鳥取・因幡観光ネットワーク協議会」は、同年3月末をもって解散した。

平成31年4月より、智頭町が火葬事務に加入した。

令和元年8月に可燃物処理施設「リンピアいなば」の建設工事に着手し、令和5年4月に本稼働した。

3. 共同処理事務

- (1) 鳥取県東部地方拠点都市地域基本計画の策定及び同計画に基づく事業実施の連絡調整に関する事務
- (2) 地域振興事業の実施に関する事務
- (3) し尿処理場を設置し、その管理運営及び中継所から処理場までのし尿運搬に関する事務
- (4) 消防に関する事務
- (5) 不燃物処理場を設置し、その管理運営に関する事務
- (6) 可燃物処理施設を設置し、その管理運営に関する事務
- (7) 可燃物処理施設を設置し、その管理運営に関する事務
- (8) 介護保険法に基づく要介護認定及び要支援認定に係る事務のうち、審査及び判定に関する事務
- (9) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護給付費等の支給に係る事務のうち、障害支援区分及び支給要否決定に係る審査及び判定に関する事務
- (10) 休日急患歯科診療業務の運営に関する事務
- (11) 鳥取市伏野地内に設置した不燃物処理場閉鎖後の跡地に、圏域住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設を設置し、その管理運営に関する事務
- (12) 鳥取市が設置した農業集落排水施設のうち汚泥脱水施設及び汚泥堆肥化施設の管理並びに中継所から当該脱水施設までの汚泥運搬に関する事務
- (13) 火薬類取締法、火薬類取締法施行令、火薬類取締法施行規則及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務のうち、鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により組織市町が処理することとされた事務

4. 組合の組織

- | | |
|-------------|---|
| (1) 議 会 | 議員定数18人（令和8年4月1日現在）
鳥取市12人、岩美町2人、智頭町1人、若桜町1人、八頭町2人 |
| (2) 管 理 者 | 1人（鳥取市長） |
| (3) 副 管 理 者 | 5人（岩美町長、智頭町長、若桜町長、八頭町長、鳥取市副市長） |
| (4) 監 査 委 員 | 2人（識見を有する者1人、議員選出1人） |
| (5) 会計管理者 | 1人（鳥取市会計管理者） |
| (6) 事 務 局 | 2課（総務福祉課、環境衛生課）14人
事務局長1人、次長1人（総務福祉課長兼務）、総務福祉課5人、環境衛生課6人、
出納室1人 |

施 設

ア し尿処理場（因幡浄苑、コンポストセンターいなば）

イ 不燃物処理場（鳥取県東部環境クリーンセンター４人、リファーレンいなば、埋立処分場、ペットボトルリサイクルセンター）

ウ 不燃物処理場跡地利用施設（白兔グラウンドゴルフ場）

エ 可燃物処理施設（リンピアいなば）

オ 火葬場（因幡霊場）

(7) 消 防 局 4 課（消防総務課、警防課、情報指令課、予防課）58人

消防局長 1 人、次長 1 人（警防課長兼務）、消防総務課18人、警防課12人、情報指令課15人、予防課 7 人、派遣職員 4 人(消防庁 1 人、県消防防災航空隊 3 人)

(8) 消防署所等 5 署、6 出張所、1 分遣所 257人

次長 1 人（鳥取消防所長兼務）

ア 鳥取消防署 46人 キ 八頭消防署 28人

イ 東町出張所 22人 ク 智頭出張所 15人

ウ 吉方出張所 12人 ケ 若桜出張所 15人

エ 国府分遣所 10人 コ 用瀬出張所 15人

オ 湖山消防署 31人 サ 気高消防署 24人

カ 岩美消防署 24人 シ 青谷出張所 15人

※ 職員数の総括（令和 8 年 4 月 1 日現在）

特別職 132人

（内訳）議会議員18人、管理者 1 人、副管理者 5 人、監査委員 2 人、介護認定審査会委員75人、障害者総合支援審査会委員 6 人、情報公開・個人情報保護審査会委員 5 人、廃棄物等審議会委員12人、公務災害補償等認定委員会委員 3 人

一般職 333人（職員定数359人）

（内訳）事務局 18人（職員定数 31人）

消防局 315人（職員定数328人）

5. 予算等の状況

令和 8 年度当初予算（単位：千円）

一般会計

歳 入

分担金及び負担金	普通負担金（市町負担金）	4, 645, 711
	特別負担金（地方交付税、消防施設建設費等）	290, 449
使用料及び手数料	可燃物処理手数料、消防手数料等	264, 969
県支出金	県補助金	6, 166
財産収入	生産物売払収入、土地貸付収入等	341, 997
繰越金	前年度繰越金	500
諸収入	預金利子、雑入	3, 988
組合債	総務債、衛生債、消防債	1, 073, 100
歳 入 合 計		6, 626, 880

歳 出

議会費・議会費	議会費	2,402
総務費・総務管理費	一般管理費	117,853
民生費・社会福祉費	介護認定審査費	60,249
	障害者総合支援審査費	5,610
	休日急患歯科診療費	2,393
衛生費・火葬場費	因幡霊場管理費	393,004
衛生費・不燃物処理費	環境クリーンセンター管理費	564,687
	元処分場管理費	11,601
	白兎グラウンドゴルフ場管理費	17,628
衛生費・し尿処理費	施設管理費	341,825
衛生費・可燃物処理費	ごみ処理施設管理費	866,118
消防費・消防費	消防総務費	2,886,820
	予防費	4,377
	防火クラブ育成費	428
	警防費	41,293
	消防施設費	931,997
公債費・公債費	元金・利子	375,595
予備費・予備費	予備費	3,000
歳 出 合 計		6,626,880

因幡ふるさと振興事業費特別会計

歳 入

財産収入	利子及び配当金（基金運用利子）	4,139
繰越金	前年度繰越金	10
歳 入 合 計		4,149

歳 出

因幡振興事業費	ふるさと振興事業費（広域観光推進事業費）	4,139
予備費	予備費	10
歳 出 合 計		4,149

鳥取県東部広域行政管理組合の施設概要

1. し尿処理場

施 設 名	因幡浄苑
所 在 地	鳥取市秋里1037番地1
設 置 目 的	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により、一般廃棄物のうちし尿、浄化槽汚泥、集落排水汚泥を適正に処理するため。
供 用 開 始	平成12年4月（水処理は平成11年4月）
総 事 業 費	4,475,654千円
敷 地 面 積	12,170㎡

建 築 面 積	2,294㎡
その他概要	(処理能力) ・し尿・浄化槽汚泥 130kℓ/日 (うち50kℓ/日は下水道圧送) ・集落排水汚泥 70kℓ/日 (うち20kℓ/日はし尿・浄化槽汚泥の工程で処理)

2. 不燃物処理場

施 設 名	鳥取県東部環境クリーンセンター	
所 在 地	鳥取市伏野2220番地	
設 置 目 的	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により、一般廃棄物のうち不燃物を適正に再生、中間処理及び処分するため。	
供 用 開 始	平成9年4月	
総 事 業 費	7,839,919千円 (リファーレンいなば、最終処分場含む。) 242,079千円 (ペットボトルリサイクルセンター) 計 8,081,998千円	
事 業 面 積	248,346㎡	
建 築 面 積	環境クリーンセンター 4,230㎡ ペットボトルリサイクルセンター 408㎡ 浸出水処理施設 386㎡ 計 5,024㎡	
その他概要	(処理能力) 環境クリーンセンター ・資源ごみ 33 t/日 ・プラスチックごみ 17 t/日 ※現在、中間処理及び再商品化業務を外部委託している。 ・大型ごみ 20 t/日 ・小型破碎ごみ 10 t/日 ・ペットボトル 3.6 t/日	最終処分場 ・埋立容量 486,000㎡ ・埋立面積 35,400㎡ ・埋立地タイプ 準好気管理型最終処分場 浸出水処理施設 190㎡/日

3. リサイクル啓発施設

施 設 名	リファーレンいなば (鳥取県東部環境クリーンセンター内)	
所 在 地	鳥取市伏野2220番地	
設 置 目 的	廃棄物の減量及び資源の有効利用に関する情報の提供並びにリサイクル活動の普及・啓発を図るため。	
供 用 開 始	平成9年4月	
総 事 業 費	7,839,919千円 (環境クリーンセンター、最終処分場含む。)	
延 床 面 積	4,144㎡	
その他概要	・リサイクル体験 (工作室、工房、ファクトリー) ・再生品の提供 (展示コーナー) ・リサイクル研修 (研修室、大小会議室)	

4. 可燃物処理施設

施設名	リンピアいなば
所在地	鳥取市河原町山手925番地
設置目的	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により、一般廃棄物のうち可燃物を適正に処理するため。
供用開始	令和5年4月
総事業費	21,533,456千円
事業面積	43,407.66㎡
建築面積	工場棟 5,248.76㎡ 管理棟 544.04㎡ 附属棟 (計)409.96㎡ 計 6,202.76㎡
その他概要	- 処理方式 連続運転式ストーカ焼却炉（廃熱ボイラ付き） - 処理能力 240 t/日（120 t/日・炉×2炉） - 受入供給設備 - ごみ計量器：3基 - ごみクレーン：2基 - 可燃性粗大ごみ破碎機：1基 - 可燃性粗大切断機：1基 - 排ガス処理設備 - 集じん装置：ろ過式集じん機 - 触媒反応塔：触媒脱硝方式 - 環境学習設備

5. 火葬場

施設名	因幡霊場
所在地	鳥取市八坂392番地7
設置目的	鳥取県東部圏域住民を対象とする火葬業務を行うため。
供用開始	平成10年4月
総事業費	2,272,385千円
敷地面積	21,000㎡
建築面積	3,449㎡
その他概要	1日最大可能火葬件数 17件 - 火葬炉数 8基（うち1基は動物炉） - その他 - 告別室 2室 - 収骨室 2室 - 待合室 7室 - 売店 喫茶コーナー

6. 不燃物処理場跡地利用施設

施設名	白兎グラウンドゴルフ場
所在地	鳥取市伏野1611番地
設置目的	最終処分場跡地の再利用を図るとともに、子どもから大人まで誰でも手軽に参加できるグラウンドゴルフ場として住民の福祉に供するため。

供 用 開 始	平成12年8月
総 事 業 費	297,004千円
敷 地 面 積	28,000㎡
建 築 面 積	443.22㎡
そ の 他 概 要	・グラウンドゴルフ場 24コース（8ホール×3コース） ・多目的広場（グラウンドゴルフ併用広場） ・管理棟 ・休憩棟

7. 汚泥堆肥化施設

施 設 名	コンポストセンターいなば
所 在 地	鳥取市伏野1612番地
設 置 目 的	し尿処理場から発生する汚泥を再資源化し、コンポストを製造するため。
供 用 開 始	平成11年6月（平成25年4月から休止中）
総 事 業 費	1,871,445千円
敷 地 面 積	8,138㎡
建 築 面 積	1,448.82㎡
そ の 他 概 要	（処理能力） ・受入能力 10.35 t / 日（含水率75%） ・製造能力 約 3 t / 日（含水率35%）

鳥取県東部広域行政管理組合組織図

○組合議会

○執行機関

○監査委員

議 会

管 理 者

副 管 理 者

事 務 局

総務福祉課

庶務係

地域振興係

福祉審査係

介護認定審査会

障害者総合支援審査会

環境衛生課

環境管理係

因幡浄苑

コンポストセンターいなば

鳥取県東部環境クリーンセンター

リフアーレンいなば

白兎グランドゴルフ場

因幡霊場

施設管理係

リンピアいなば

消 防 局

消防総務課

警 防 課

情報指令課

予 防 課

鳥取消防署

吉方出張所

東町出張所

国府分遣所

湖山消防署

岩美消防署

智頭出張所

八頭消防署

若桜出張所

用瀬出張所

気高消防署

青谷出張所

会 計 管 理 者

出 納 室

監 査 委 員